

震災対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の目的

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、町の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、伯耆町防災会議が作成する「伯耆町地域防災計画」の「震災対策編」である。この計画に定めのない事項については、伯耆町地域防災計画「風水害等対策編」の定めるところによる。

3 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、総合的、計画的な震災対策の整備並びに推進を図るものであり、計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 防災関係機関相互の協力体制の推進
- (3) 震災対策事業の推進
- (4) 関係法令の遵守

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

5 計画の周知徹底

防災関係各機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めなければならない。

(1) 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業、団体等においても地震災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、地震対策に関する教育及び訓練を実施するものとする。

(2) 防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の地震災害に対する防災知識の普及・意識啓発のため、あらゆる機会をとらえ、広報媒体を利用した広報の徹底を図るものとする。

6 住民の責務

町民が「自助」「共助」の考え方にに基づき、災害による被害を少しでも軽減し、又はなくすために様々な取組を実施する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、町民、事業者、町、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとされており、町民もその役割を果たすことが求められている。

- 自助(自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。)、共助(住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)及び公助(市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。)の取組を総合的に推進すること。
- 災害時支え愛活動(災害又は危機が発生した場合に、住民による支え愛避難所の運営その他の人と人とのきずなの強さを生かして地域で自主的に行われる共助の取組をいう。以下同じ。)については、本県の地域の特性を生かしたものとして積極的に取り組むこと。
- 高齢者、障がい者、外国人等多様な者の特性に配慮した取組を推進すること。
- 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- 災害及び危機の発生頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

(1) 住民の責務

災害対策基本法により、町民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

また、鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例により、町民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進すること、及び、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとされている。

具体的には、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、次のような行動を期待する。

ア 日頃の備え

(ア) 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。

- a 本町の自然条件等について正しく理解し、風水害や地震災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。
- b 気象注意報や気象警報等の発令時に適切な行動が取れるよう、発令内容の意味を理解する。

(イ) 家族とする防災

- a 家の中で危険なところを確認しておく。(家屋の耐震診断・改修や、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等固定などの安全対策もしておく。)
- b 防災マップ等から周辺地域の危険なところを把握する。(浸水、土砂災害、揺れやすさ、液状化危険度、孤立危険度など。)
- c 避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
- d 災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
- e 災害用伝言ダイヤル等の使用方法を習得する。(体験利用等を通じてを、定期的に確認

する。)

- f 家族一人ひとりの役割を話し合っておく。
- g 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく。
- h 備蓄に当たっては、各自のニーズに配慮する。（特に子どもや女性、高齢者などの視点に配慮する。）

(ウ) 地域でする防災

- a 自主防災組織を結成し、及び参加する。
- b 消防団に参加する。
- c 防災訓練や研修会に参加する。
- d 救命救急講習等に参加し、応急手当についての基礎知識を習得する。
- e 町と連携して地域の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の避難支援体制を構築する。

イ 災害が起こりそうなとき

(ア) 家族でする防災

- a 町、県やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
- b 災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
- c 危険な場所に近づかない。
- d 危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等による避難、又は自ら自主的に避難する。
- e 定められた場所に安全に避難する。（切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる。）
- f 避難は、自家用車は使わず原則徒歩で行う。

(イ) 地域でする防災

- a 情報の収集・伝達、住民の避難誘導をする。（特に避難行動要支援者に配慮する。）
- b 異常があれば、すぐに関係機関に通報する。

ウ 災害が起こったとき

- (ア) 初期消火や負傷者等の救出・救援を行う。（ただし、自分の身を守ることを最優先する。）
- (イ) 家屋に被害が生じた場合は、安全が確認できるまで立ち入らない。（被災建築物の応急危険度判定。）
- (ウ) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第2節 町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

伯耆町、県、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (5) 防災に関する施設及び設備の整備
- (6) 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (8) 被災者の救難、救助その他の保護
- (9) 被災者の医療、助産の実施
- (10) 避難の勧告又は指示
- (11) 災害時の文教対策
- (12) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (13) 施設及び設備の応急復旧
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 災害復旧の実施
- (16) 町内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

2 消防（西部広域行政管理組合消防局、米子消防署伯耆出張所）

- (1) 消防に関する組織の整備
- (2) 消防に関する訓練及び防災思想の普及
- (3) 消防に関する物資及び資機材の備蓄及び整備
- (4) 消防に関する施設の整備
- (5) 消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置
- (6) 被災者の救難、救助その他の保護
- (7) 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 県・警察本部

- (1) 鳥取県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練及び防災思想の普及
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備

- (6) 災害情報等の収集及び伝達並びに被害調査
- (7) 水防その他の応急措置
- (8) 被災者の救助及び救護措置
- (9) 災害時の文教対策
- (10) 清掃、防疫その他の保健衛生対策
- (11) 施設及び設備の応急復旧
- (12) 交通規制及び災害警備
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 町が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整

4 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
 - ア 農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護
 - イ 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導
 - ウ 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
 - エ 営農資材及び生鮮食料品等の供給指導、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策
 - オ 農地、農業用施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業
 - カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資
 - キ 災害時における主要食料の供給対策
- (2) 中国地方整備局
 - ア 直轄河川、国道、公共土木施設の災害予防
 - イ 災害に関する情報の収集及び伝達
 - ウ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達
 - エ 災害時における直轄河川、国道、公共土木施設の応急措置
 - オ 被災直轄河川、国道、公共土木施設の復旧措置
 - カ 被災地方公共団体への人員の派遣及び資機材の貸付
 - キ 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
 - ク 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
- (3) 大阪管区气象台（鳥取地方气象台）
 - ア 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予警報等の発表及び通知
 - イ 恒久的災害対策の気象資料の提供
 - ウ 災害発生時の気象観測資料の提供
 - エ その他防災に係る气象台の所掌事項
- (4) 第八管区海上保安本部（美保航空基地）
 - ア 情報の伝達・周知
 - イ 治安の維持

5 陸上自衛隊（第8普通科連隊）

- (1) 災害派遣の準備
 - ア 防災関係資料の基礎調査

- イ 災害派遣計画の作成
- ウ 防災に関する訓練の実施

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（鳥取支店）

- ア 災害時における郵便業務
- イ 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資

(2) 日本赤十字社（鳥取県支部）

- ア 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施
- イ 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整
- ウ 義援金品の募集及び配分
- エ 血液搬送
- オ 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡
- カ 救援物資の配布
- キ 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整

(3) 日本放送協会（NHK鳥取放送局）

- ア 気象予警報、災害情報等の報道
- イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 西日本高速道路株式会社（中国支社）

災害時の高速自動車国道における輸送路の確保

(5) 西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本米子支社）

- ア 鉄道施設の災害予防
- イ 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
- ウ 鉄道施設の応急対策及び災害復旧

(6) 西日本電信電話株式会社（NTT西日本鳥取支店）、株式会社NTTドコモ中国支社（鳥取支店）

- ア 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等
- イ 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧

(7) 中国電力ネットワーク株式会社（米子ネットワークセンター）

- ア 電力施設の災害予防
- イ 災害時における電力の供給対策
- ウ 電力施設の応急対策及び災害復旧

7 指定地方公共機関

(1) 日ノ丸自動車株式会社（米子支店）

災害時における自動車による人員の緊急輸送

(2) 株式会社新日本海新聞社、株式会社山陰中央新報社

災害時における災害状況の収集及び報道

(3) 日本海テレビジョン放送株式会社、株式会社山陰放送、山陰中央テレビジョン放送株式会社、

株式会社エフエム山陰、株式会社中海テレビ放送

ア 気象予警報、災害情報等の報道

イ 災害時における災害状況の収集及び報道

(4) 一般社団法人鳥取県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送

(5) 公益社団法人鳥取県医師会

災害時における医療救護の実施

(6) 一般社団法人鳥取県L Pガス協会

L Pガス施設の災害予防及び災害時におけるL Pガスの供給対策

8 公共的団体

(1) 商工会（伯耆町商工会）

ア 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救助物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん

(2) 農業協同組合（J A鳥取西部町内各支所）

ア 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 農林産物の災害応急対策に対する指導

ウ 被災農家に対する資金の融通又はそのあっせん

エ 農林生産資材等の確保、あっせん

(3) 公益社団法人鳥取県西部医師会

災害時における医療救護の実施

(4) 伯耆町社会福祉協議会

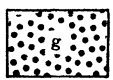
ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

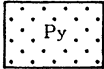




イ 行政及び福祉関係機関との連携

第3節 伯耆町の地勢と既往の地震災害

1 自然的条件（地質）

本町の地質は、中国山地系と大山火山系の二つに区分され、前者は花崗岩系統の岩石が広く分布し、安山岩山地、最古の変成岩が点在している。後者は洪積世の生成に由来する新しい火山岩類であって、大山中央頂丘の噴出以前の安山岩産地がその大部分を占めている。

凡 例				
未 固 結 堆 積 物		礫がち堆積物	県内の河川が平野にそそぐところに扇状地堆積物として見られるほか、河谷部にみられる。コブシ大から人頭大のものまであり、きわめて新鮮である。砂がちのところに漸移することもある。礫種は花崗岩、安山岩、弱変成岩の順に多い。国府川や日野川の扇状地礫層が顕著である。崖錐性堆積物の場合に角礫である。すべて沖積世に形成された。	沖積世

凡 例				
火山性岩石		火山砕屑物	<p>大山・扇ノ山の砕屑物で軽石流・火砕流・泥流堆積物からなる。大山山麓の西側と北側に特によく発達しているし、大山から流下する放射谷にそっても分布している。安山岩の礫を主とし、他の類質岩片をまじえる。角礫質の礫が多く 状の悪い固結度も進んでいない堆積物である。砕屑物の作る地形は平坦であるが深い侵食谷が入り、直立した崖をつくりやすい。洪積世の火山活動になるもので大山についていえばとくに後期洪積世の噴出物で構成されている。</p>	第四紀
		安山岩質岩石	<p>溶岩流をなしている安山岩、玄武岩、石英安山岩を一括した。大山や扇ノ山、蒜山の山頂部に分布するほか貫人岩体として各地に分布している。柱状節理の発達した急崖をなすことが多く、風化した泥質風化物で被覆されていることが多い。新第三紀～第四紀の噴出ないし貫人になる。ただし、中生代の安山岩質岩石と鮮新世火山岩類中の安山岩質岩石はすべて別にしてある。</p>	
		集塊岩・凝灰角礫岩質岩石	<p>古期大山の堆積物や扇ノ山溶岩の下にある集塊岩・凝灰岩礫岩質岩石を総称した。一部には溶岩や凝灰岩、火山砂層をふくむこともある。角礫は塩基性安山岩から石英安山岩まであり風化は一部で極度にすすんでいる。大山山麓の溝口層は洪積層であり、扇ノ山付近の鳥越峠付近のものは第三紀末～洪積層である。</p>	第三紀) 第四紀
		流紋岩質岩石	<p>中生代に噴出もしくは貫人した流紋岩質岩石およびその粉屑物 (M・R y) と、鮮新世火山岩類 (R y) をここに一括した。いずれも流紋岩質岩石を中心にしているものの安山岩質岩石まで包含している。一般に堅硬で、凝灰岩、泥岩、砂岩、礫岩を夾在することがある。</p>	第三紀
深成岩		花崗岩質岩石	<p>県下にもっとも広く分布する岩石である。貫人の時期から三期に分けられているがもっとも多いのは第二期のもので粗粒な黒雲母角閃石花崗岩である。一般に風化しやすく、日野郡では“山砂鉄”の原料として風化花崗岩の“カンナ流し”が古くから行なわれてきた。節理や割目の発達がよく、採石されている。白亜紀末から古第三紀の貫人になるものである。なお、県東部の一部には新第三紀の貫人になる花崗岩がある。</p>	中生代

2 社会的条件

風水害対策編第1章第3節「伯耆町の概況と災害の記録」を準用する。

3 既往の地震とその被害

(1) 地震活動等

ア 地震活動の状況

記録に残る鳥取県に発生した地震の中で最も大きな被害をもたらしたものは、昭和18年（1943年）9月10日に発生した鳥取地震で、鳥取市は壊滅的な被害を受けた。

昭和58年（1983年）には、鳥取県中部でM=6.2の地震が発生し、この地域の地震エネルギーが被害地震を起こすに充分の量があることを示した。そして、西部地域でも地震予知特定観測

地域「島根県東部」と隣接して地震活動が活発である。古くは米子城に被害を及ぼした地震が記録に見られる。明治以後でも1904年、1914年の島根県東部の地震、1925年の美保湾の地震、1955年の根雨の地震と発生して、出雲市、松江市、安来市、米子市、境港市等に被害を与えている。美保湾の地震については、余震がほとんど内陸に発生していることと、この時代の観測精度から考えて震源が少し北へずれて決定されていると考えられ、内陸の活動域の地震と推定される。

ここで注目すべき点は、双子型、あるいは連発型を示す発生パターンである。

西部地域でも、1955年の鳥取県西部の地震では同じ日に3つの地震が連発している。1989年(M=5.3、5.4)と1990年(M=5.1、5.2、5.1)と、鳥取県西部で約1年後に地震活動が活発化した。

イ 鳥取県地方の微小地震分布

微小地震は通常人々に感じられることのない小さい地震である。被害を起こす大地震に比べて発生する回数が多いので、地下の状態を知ることが出来る。

京都大学防災研究所地震予知研究センター鳥取観測所は、早い時期から鳥取県下及び周辺に精密な観測網を設置して精度の高い観測を実施している。

鳥取地震の解析から鳥取地震の震源断層は、ほぼ東西の走行で長さ33km、垂直の断層面を持つ右横ずれ断層である。このことから鳥取地震から48年も経た今もかつての鳥取地震で動いた断層の痕跡が微小地震分布で見ることが出来る。これは微小地震分布が地下の活断層を表現している典型的な一例である。

また、地震の空白地域である大山近傍で1985年6月から9月まで、関金町野添で鳴動が聞かれた地震活動があった。火山性地震との確証はないが、今後大山山体内に地震が発生すれば注意することが必要である。

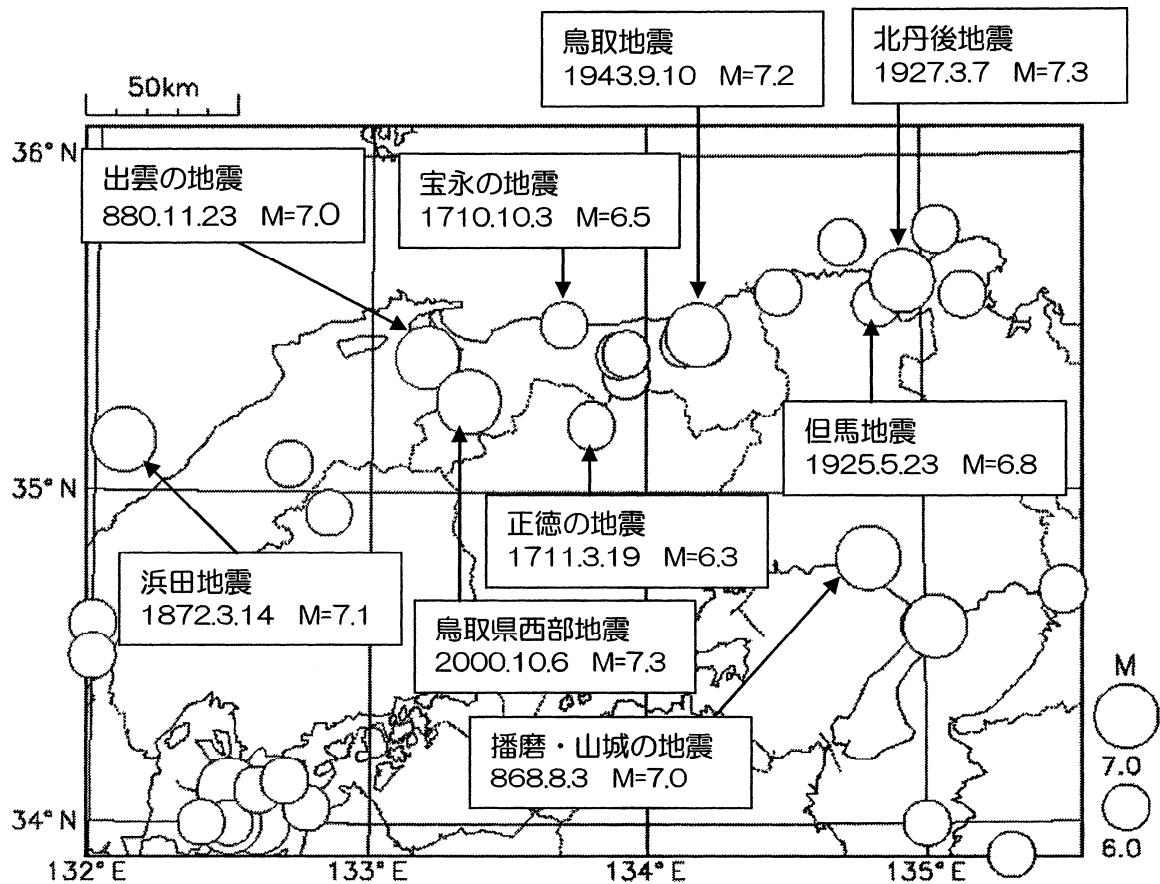
1989年10月27日にM=5.3、11月2日にM=5.5の地震を含む群発地震が鳥取県西部地域に発生した。この活動は1990年には、11月21日にM=5.1、23日にM=5.2、12月1日にM=5.1と続き、1991年8月27日にM=4.4が発生した。さらに活動は西へ移動して島根県東部の地震(M=5.9)が約10時間後に発生した。

鳥取県の地震活動の特徴を知るためには地震の深さが重要である。

鳥取市の付近では約8km、吉岡・鹿野断層を含む活動域では10kmのあたりが中心である。

大山付近の地震(1985年)は比較的地震の少ない地域である。深さは10kmを超える地震もあるが、中心は8kmのあたりで火山性の浅い地震ではない。ここの深さも約10kmと推定される。全体として、中部地域の地震の震源が10数kmと深い、他の地域では10kmよりも浅い地震がほとんどである。

中国地方・近畿地方北西部の被害地震分布



(2) 地震災害の履歴

鳥取県に影響のあった主な地震被害の概況は、次表のとおりである。

発生年月日	震源域	規模	被害の状況
安政2年(1855年) 7月4日	伯耆米子	—	城内石垣ところどころ崩れ、あるいは孕・地割れもあり。
明治34年(1901年)1 1月6日	鳥取県西部	M5.0	境・法勝寺御来屋で強震、震源付近で時計が止まり、液体溢出し、座りの悪いものが倒れた。
明治37年(1904年) 6月6日	島根県宍道湖付 近	M5.8	同日に同じ場所でM5.4の前震有。前の地震で能義郡大塚村で家屋の壁破損1、同郡母里村で堤防の亀裂2。本震で能義郡宇賀荘村で堤防の亀裂大塚村、母里村で瓦の墜落等があった。
大正3年(1914年) 5月23日	島根県出雲	M5.8	島根県能義郡・八束郡・大原郡で壁の亀裂、土地の崩壊等があり、王道温泉は湧出量が3倍となり増温した。
大正14年(1925年) 5月23日	北但馬地震(兵庫 県北部)	M6.8	震央は、丸山川河口、城崎付近。被害の激しかったのは、丸山流域の河口から南、豊岡にいたる狭い地域。城崎温泉・豊岡市は東海家屋として壊滅した。死者428人、家屋倒壊1,295棟、焼失2,180戸。田結では2本の平行した(約400m離れている)断層が発見

発生年月日	震源域	規模	被害の状況
			された。長さはおのおの約16km、西側が落ちその差は大きいところで60～80mに達した。
大正14年（1925年） 7月4日	鳥取県美保湾	M5.8	境・米子付近で強く、壁の亀裂、屋根瓦の落下、道路・堤防の亀裂、石垣の破損も多く、地割れからの噴水や細砂を噴出し埋設した井戸があった。
昭和2年（1927年） 3月7日	北丹後地震（京都府北西部）	M7.3	被害は丹後半島の頸部がもっとも激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸であった。鳥取市で負傷者1、米子市で家屋倒壊2、破損2、西伯郡で土蔵倒壊1、境で破損1があった。
昭和18年（1943年） 3月4日	鳥取沖	M6.2（最大）	鳥取市、気高・岩見・八頭の各郡、特に、海岸に小被害、軽傷11、建物（含む：非住家・塀等）倒壊68、同半壊515。賀露港の護岸3箇所で崩れ、湖山村で延長300mの崖崩れあり。地鳴りも各地で聞こえ、温泉や井戸水の異常もあった。
昭和18年（1943年） 9月10日	鳥取地震（鳥取付近）	M7.2	鳥取市の被害は全体の約80%に達する。特に、沖積地の被害が大。死者1,083人、家屋全壊7,485戸
昭和24年（1949年） 1月20日	兵庫県北西部	M6.3	震央に近い照来町で土蔵の屋根の移動、壁の落下。温泉町で家屋傾斜数戸。浜坂町で小被害。
昭和30年（1955年） 6月23日	鳥取県西部	M5.5（最大）	日野郡根雨町（当時、現日野町）付近で石垣の破損・落石・橋の脚台破損等の小被害。
昭和58年（1983年）1 0月31日	鳥取県中部	M6.2（最大）	負傷者約10人、倉吉市東庁舎（鉄筋コンクリート3階建）の柱に剪断破壊が生ずるなどの被害があった。青谷町で約200戸断水。鳥取地震の断層と走向と直行する震原断層を持つ。
昭和60年（1985年） 7月2日	大山付近の群発地震	M5.1	空白域である大山に発生した群発地震で、関金町野添で鳴動が聞かれた。
平成元年（1989年）1 0月27日	鳥取県西部	M5.5（最大）	被害総額1千万円、鎌倉山南方活断層に直行する地下断層の地震である。以前の地震活動空白域に発生した。
平成2年（1990年）1 1月21日	鳥取県西部	M5.2（最大）	1989年の地震活動を北西方向へ拡大するように地震活動が活発化した。
平成3年（1991年） 8月28日	鳥取県東部	M5.9	一部破損5。松江市で50年ぶりに震度4を記録した。米子市でも震度4を記録し、小被害を与えた。約10時間前に鳥取県西部の地震域の北西端にM4.4の地震が発生している。
平成9年（1997年） 9月4日	鳥取県西部	M5.1（最大）	一部断水が生じたり、屋根瓦の破損や墓石の倒壊が見られたが、目立った被害は見られなかった。

発生年月日	震源域	規模	被害の状況
平成12年（2000年）10月6日	鳥取県西部	M7.3（最大）	鳥取県西部を震源とする地震。境港市、日野町で最大震度6強を観測。負傷者141人、住家全壊394棟、住家半壊2,494棟、住家一部破損14,134棟、非住家3,068棟、被害総額49,884百万円。余震回数は平成15年8月末までに有感地震で1,268回以上、地震の総数は平成15年8月末までに5,371回以上に達している。鎌倉山南方活断層に直交する地下断層の地震である。旧岸本町では、住家半壊43棟、一部損壊879棟の被害が発生し、また、旧溝口町では、人的被害4名（重傷者1名、軽傷者3名）、住宅全壊48棟、住家半壊204棟、一部損壊755棟の被害が発生し、災害救助法が適用された。
平成28年（2016年）10月21日	鳥取県中部	M6.6（最大）	平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部（三朝町）を震源とする鳥取県中部地震（マグニチュード6.6）が発生 伯耆町：震度4 住家一部損壊（10%以上20%未満） 2棟 住家一部損壊（10%未満） 8棟

第4節 被害想定

1 調査研究の概要

(1) 目的

平成7年の阪神・淡路大震災は、地震防災のあり方について多くの有益な教訓をもたらした。また、平成12年10月6日鳥取県西部地震は、これまでにマークされていなかった内陸地域に発生し、震源真上の日野町と境港市で震度6強を、本町（旧溝口町及び岸本町）でも震度6弱を記録した。

県では、これらの教訓から、さまざまな地震防災対策を実施してきたが、依然、県内のどこでも地震が起こる可能性があることに対する懸念と、地震時の実際の対策活動についてのデータとノウハウの不足が不安材料であり、効果的な地震防災対策実現の課題となっていた。

そのため、県では平成14年度から16年度の3か年にわたって、「効率的・実効的な地震防災対策のため、危険箇所や関係機関の防災力を把握し、緻密な被害想定と対策を得るとともに、県民の防災意識の高揚等を図ること。」を目的として、地震想定調査を実施し、「鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月）」をまとめ、公表した。さらに、平成22年12月の「鳥取県震災対策アクションプラン」策定後に、最新のデータと知見を用いて見直すため、平成26年度から平成30年度にかけて改めて調査を行い「鳥取県地震・津波被害想定調査報告書」をまとめ、公表した。そして、その調査の結果及び近年発生した熊本地震や鳥取県中部地震、大阪府北部地震等の教訓を踏まえ、平成31年3月にアクションプランの見直しも行った。

(2) 基本的な考え方

ア 適切な想定地震と科学的な被害想定を行う。

イ 地域の防災力の把握を行い、鳥取県の地域特性を踏まえた被害想定とする。

- ウ データの一貫した管理を行う。
- エ 地震防災対策の検討を行う。
- オ データの公開とその活用を図る。

(3) 想定地震

想定地震については、鳥取県に大きな影響を与える可能性のある次の地震を想定した。

なお、1番から3番の想定地震については鳥取県の広域に影響を与える可能性があることから被害想定までを実施し、4番から6番については比較的局地的な影響であるため、地震動・液状化予測までを実施した。

地震種類	番号	想定地震	マグニチュード (M_J)	想定内容	
				地震動・ 液状化予測	被害想定
陸域地震	1	鹿野・吉岡断層 (1943年鳥取地震)	7.2	○	○
	2	倉吉南方の推定断層	7.2	○	○
	3	鳥取県西部地震断層	7.3	○	○
	4	大立断層・田代峠-布江断層	7.2	○	
	5	山崎断層	7.7	○	
	6	雨滝-釜戸断層	7.3	○	

【想定地震の震源断層位置】



(4) 想定ケース

地震発生時間帯は、住民の生活行動が顕著に反映できるように次の3つのケースを想定した。

①早朝4時：多くの人が自宅で就寝中（火災は発生しない。）
②夏12時：日中において地震による出火が平均的な条件（天候：晴れ、湿度：75%、風向：南、風速：3.5m/秒）
③冬18時：地震による出火が最も多くなる条件（天候：晴れ、湿度：75%、風向：北北西、風速：5.0m/秒）

(5) 想定単位

解析・評価を行う単位は、市町村並びに500mメッシュを併用した。

(6) 主な想定項目と内容

項目	主な内容
地震動・津波等	震度分布、液状化危険度分布、津波到達時間・浸水深
建物関係	建物被害（大破・中破棟数）
交通関係	道路、鉄道などの利用可能性
ライフライン施設	上水道、下水道、ガス、電力、電話の機能支障
人的被害・社会機能支障	死者・負傷者数、避難生活者数
直接被害額	建物、家財、償却資産、在庫資産の被害額
間接被害額	交通ネットワーク被災による間接被害額
災害シナリオ等	災害シナリオの作成など

2 被害想定結果

(1) 地震動・液状化・崖崩れの想定

本町にもっとも影響を及ぼすと想定されるのが、「鳥取県西部断層地震」で、地震動は本町の日野町境付近では震度6強、その他町全域で震度6弱又は5強の揺れが想定されている。液状化は本町の南部町境付近で「液状化危険度が高い」（1.3%）地域が分布する。急傾斜地危険度は、本町の旧溝口町山間部に危険度が高いと考えられる斜面（50mメッシュ傾斜度が30度以上で計測震度5.5以上）が広く分布している。

その他の想定地震については、おおむね震度4又は震度3程度の揺れが想定されており、液状化の危険性も「極めて低い」地域が分布し、急傾斜地危険度についても、町全域で震度がほぼ4以下であるため、相対的に危険度の高い斜面は現れないものと考えられる。

		地	震 動					液状化危険度			
			計測震度面積率 (%)					液状化危険度面積率 (%)			
			5 弱 以下	5 強	6 弱	6 強	7	極め て低 い	低い	高い	極め て高 い
鹿野・吉岡断層 の地震	旧岸 本町	町北東部及び北西 部の一部で震度 4、その他全域で 震度3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	旧溝 口町		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	伯耆 町		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
倉吉南方の推 定断層の地震	旧岸 本町	旧溝口町の一部で 震度5強及び震度 5弱、旧岸本町の 一部で震度5弱、 その他全域で震度 4及び震度3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	旧溝 口町		99.7	0.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	伯耆 町		99.8	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県西部地 震断層の地震	旧岸 本町	日野町境付近で震 度6強、その他町 全域で震度6弱又 は震度5強	0.0	60.5	37.4	2.0	0.0	95.0	4.5	0.5	0.0
	旧溝 口町		0.3	33.6	57.5	8.6	0.0	97.3	1.1	1.6	0.0
	伯耆 町		0.1	41.2	51.9	6.8	0.0	96.6	2.1	1.3	0.0
大立断層・田代 峠一布江断層 の地震	伯耆 町	旧溝口町南西部で 震度3、その他全 域で震度4	—	—	—	—	—	—	—	—	
山崎断層の地 震	伯耆 町	旧溝口町南西部で 震度2、その他全 域で震度3	—	—	—	—	—	—	—	—	
雨滝一釜戸断 層の地震	伯耆 町	旧溝口町南西部で 震度3、その他全 域で震度4	—	—	—	—	—	—	—	—	

(2) 建物被害の想定

		建物被害	
		大破数	中破数
鹿野・吉岡断層の地震	旧岸本町	0	0
	旧溝口町	0	0
	伯耆町	0	0
倉吉南方の推定断層の地震	旧岸本町	0	0
	旧溝口町	0	0
	伯耆町	0	0
鳥取県西部地震断層の地震	旧岸本町	3	16
	旧溝口町	5	40
	伯耆町	8	56

※「大破」、「中破」の定義は次のとおりである。

被災度	構造別被害状況		
	木造	R C造 (鉄筋コンクリート造)	S造(鉄骨造)
大破	大部分の壁・垂れ壁が破損し、内外装材がほとんど脱落している。筋交いが破損し、柱・梁に割れが生じ、床が破損している。	柱のせん断ひび割れ・曲げひび割れによって鉄筋が露出・座屈し、耐力壁に大きなせん断ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められるもの	残留部材角 1/30以上
中破	大部分の壁・垂れ壁・腰壁にひび割れが生じ、一部が脱落している。大部分の屋根瓦が破損している。基礎のひび割れが著しい。	柱に典型的なせん断ひび割れ・曲げひび割れによって鉄筋が露出・座屈し、耐力壁に大きなせん断ひび割れが生じて耐力に著しい低下が認められるもの	残留部材角 1/30未満

(3) 地震火災の想定

夏の午前12時頃及び冬の午後6時頃の出火予測及び各その6時間後の延焼による焼失被害を想定した。本町では、いずれの想定地震においても、出火及び焼失被害は発生しないものと想定されている。

	火災(冬18時)	
	出火件数(件)	焼失棟数(棟)
鹿野・吉岡断層の地震	0	0
倉吉南方の推定断層の地震	0	0
鳥取県西部地震断層の地震	0	0

(4) 交通施設被害の想定

「鳥取県西部地震断層」が発生した場合には、鳥取県西部、特に西部南域の防災幹線道路について、緊急輸送に大きな障害が発生すると予想され、最悪の場合には、鳥取県西部南域の道路交通が遮断されることも考えられる。被災地がほぼ鳥取県西部南域に限られることから、鳥取県中部、東部から応援が実施される。また、このほかの想定地震による地震が発生した場合には、鳥取県西部における輸送には支障はないものと想定される。

(5) ライフライン施設被害の想定

		ライフライン機能支障(%)			
		上水道	LPガス	電力	下水道
鹿野・吉岡断層の地震	旧岸本町	0.00	0.00	0.00	0.00
	旧溝口町	0.00	0.00	0.00	0.00
	伯耆町	0.00	0.00	0.00	0.00
倉吉南方の推定断層の地震	旧岸本町	0.00	0.00	0.00	0.00
	旧溝口町	0.00	0.00	0.00	0.00
	伯耆町	0.00	0.00	0.00	0.00
鳥取県西部地震断層の	旧岸本町	18.70	0.48	13.68	0.00

地震	旧溝口町	42.97	1.47	13.99	0.10
	伯耆町	—	—	—	—

(6) 危険性物質被害の想定

危険物施設の貯蔵施設及び輸送を対象として、地震時における被害の可能性について検討を行った。貯蔵施設については、いずれの想定地震においても、配管などからの小規模な漏洩が発生する可能性は低いと考えられる。

輸送については、過去の地震被害事例でも漏洩事故が発生した事例はなく、鳥取県への危険物質の入出量を考えても、地震時における漏洩事故の可能性は非常に低いと考えられるが、常日頃から危険物の保有には、細心の注意を払うとともに、万が一被害が生じた場合を想定し、連絡体制の確認等被害拡大を最小限にとどめるための整備を行っておくことが重要である。

(7) 人的被害及び社会機能支障の想定

ア 人的被害

「鳥取県西部地震断層の地震」の場合が最も負傷者が多く、朝4時の場合には16人の負傷者が発生し、夏昼12時及び冬夕18時の場合には10人の負傷者が発生する。負傷の要因としては、建物の倒壊、火災、がけ崩れのほか、ブロック塀等の倒壊による被害、屋外落下物による被害、交通施設による被害等が考えられ、さらに事前対策を充実する必要がある。

イ 社会機能支障

(ア) 医療機能支障

要転院者数については、「鳥取県西部地震断層の地震」が発生した場合、本町の属する西部地域の医療機能では不足し、236人の要転院患者が発生する。また、医療対応不足数では、25人の重篤者の医療対応が不足となり、域外搬送の必要がある。なお、その他2つの想定地震については、西部地域医療圏内において対応可能である。

(イ) 住機能支障

本町では「鳥取県西部地震断層の地震」が発生した場合、78人の避難所生活者が発生するものと想定されている。

(ウ) 飲食機能支障

a 食料不足量

連携備蓄をしている主食は、本町の属する西部地域においては、いずれの想定地震が発生した場合でも、地震発生2日間は不足は生じないものと想定される。

b 給水不足量

本町の属する西部地域においては、いずれの想定地震が発生した場合でも、地震発生1日後まで不足は生じないものと想定される。

c 生活必需品不足量

生活必需品については、本町の属する西部地域においては不足は生じないものと想定される。

(エ) 清掃・衛生機能支障

県では、仮設トイレは連携備蓄資材として県で備蓄しているだけで、数量が限定されるため、地震後不足することが想定される。

		人的被害						社会機能支障		
		朝4時		夏昼12時		冬夕18時		避難所生活者数		
		死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	朝4時	夏昼12時	冬夕18時
鹿野・吉岡断層の地震	旧岸本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧溝口町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伯耆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉吉南方の推定断層の地震	旧岸本町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旧溝口町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伯耆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県西部地震断層の地震	旧岸本町	0	5	0	4	0	4	399	399	399
	旧溝口町	0	11	0	6	0	6	669	669	669
	伯耆町	0	16	0	10	0	10	1,068	1,068	1,068

第5節 防災ビジョン

1 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、企業、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、町民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化していく。

2 企業、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や企業との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

企業や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

3 自主防災組織活動の充実・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日

顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、自主防災組織活動の充実に努めるとともに、引き続き育成支援を図る。

また、町民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

4 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」の整備をはじめ、被害最小化に向けた町防災体制の充実に努める。

また、ハザードマップの活用による洪水や土砂災害等の浸水区域・危険区域の認知手法を取り入れながら、地域住民による防災行動をより一層支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備のほか、災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、県をはじめとする関係機関との間で情報受伝達体制の高度化を進める。

大規模な地震災害に対しては、これまでの対策のほか、県・広域自治体との連携を含めた帰宅困難者対策、被災した他県・市町村、被災者への支援として、救援物資や人的支援要請への対応に向けた取り組みを進めていく。

5 耐震化の促進

本町に最も影響を及ぼすと思われる、鳥取県西部地震断層等による被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画と連携の上、耐震化の促進を図っていく。

また、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断を促すとともに、耐震診断結果に基づく耐震改修工事を促進させる。さらには、橋梁等の耐震診断及び維持管理を進めていくものとする。

6 避難行動要支援者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うための、避難行動要支援者の状況等を記載した避難行動要支援者台帳を整備・活用するとともに、地域での支援体制の強化を図る。また、妊産婦・乳幼児の把握に努め必要な対策の推進を図る。

第6節 計画的な地震防災対策の推進

1 鳥取県震災対策アクションプランを踏まえた地震防災対策の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づき、県内で発生する大規模地震で想定される人的被害及び経済被害額を軽減（減災）するため、減災目標、計画期間、取組施策を盛り込んだ「鳥取県震災対策アクションプラン」を平成22年12月に策定している。

伯耆町においても、「鳥取県震災対策アクションプラン」を踏まえ、自助・共助・公助の考えのもと、行政、企業、町民等が連携し、「鳥取県震災対策アクションプラン」の減災目標に沿った地震防災対策の取り組みを行う。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県においては、平成8年度を初年度として五箇年計画を作成し事業を推進しており、町においても、平成28年度からの第5次五箇年計画に基き、順次整備に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 地盤災害防止計画

1 目的

この計画は、地震に伴う地すべり・急傾斜地の崩壊等地盤に係る災害を未然に防止するため、町が危険地域の把握、災害防止対策の実施・指導を行うことを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第4節「土砂災害防止計画」を準用する。

2 災害対策事業の実施

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等は危険度の高いものから実施し、地震災害による被害の未然防止を図るものとする。

3 地盤の液状化防止事業

県が実施した「鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月）」によると、本町は総じて液状化の危険度は低いと想定されているものの、一番影響があると想定される「鳥取県西部地震断層の地震」が発生した場合には、本町の南部町境付近の一部が「液状化危険度が高い」（全体の1.3%）と想定されている。

町は、地震に伴う地盤の液状化が予想される所では、これらの被害を未然に防止するため、地盤対策として次のような事業の実施に努めるものとする。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化の基礎知識等に関する住民への広報
- (3) 地盤改良又は建物基礎補強等の工法の広報

第2節 地震水害予防計画

1 目的

この計画は、地震に伴う水害への対策の推進を図るとともに、必要な事業又は施設の整備を行い、その被害を未然に防止することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「水害予防計画」を準用する。

2 治山事業及び河川改修事業

本町の河川は、地勢急しゅんのため、急流の中小河川が多く、一たび豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一举に流下し、氾濫し、災害激化の原因となっている。このため、治水を目的とする河川改修事業が行われている。

第3節 市街地等防災化計画

1 目的

この計画は、地震発生の予知が現在のところ学術的にも至難である点にかんがみ、公共施設等の点検・整備を行い、オープンスペースの確保、建築物の不燃化等市街地等の秩序ある整備を図り、

震災時の危険度を低減することにより、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 街路網の整備

市街地等における道路は、交通施設のみならず消防活動、延焼防止等の防災空間をはじめ緑化、通風等の必要な空間等数多くの機能をもつ施設である。これらを適切に配置し、円滑な交通対策、避難路の確保及び延焼防止のため街路網の整備等を推進し、災害防止、避難対策等の推進に努めるものとする。

また、地震により道路に破損、亀裂等の被害があり、又は沿道の建物等の崩壊により交通不能となる例が考えられるため、う回路の設定や、沿道の整備を図るものとする。

3 公園・緑地等の公共空地

市街地等における緑とオープンスペースは、環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止のため緑地、公園等の整備、防災上必要欠くべからざる施設であり、市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的にその整備を促進するものとする。

4 貯水施設等の整備

地震時における火災の拡大を防止するため、消防水利等を整備する。そのため、水利が消火栓のみに偏らないよう耐震性貯水槽等の貯水施設の適正配置や河川水の利用ができるよう整備に努めるとともに、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等の消火体制の確立に努めるものとする。

第4節 建造物災害予防計画

1 目的

この計画は、地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止し、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

地震には、建築物及び道路、橋りょう並びに電気、水道等各施設の倒壊、破損等の第一次的災害にとどまらず、それに続く火災による二次災害がさらに被害を拡大させるという性格があり、建築物の不燃化と耐震化の促進が極めて重要である。

したがって、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びそれに基づく関係法令による指導の強化を県に要請し、建築物の耐震診断の普及、広報に努めるものとする。

3 既存建築物に関する対策

風水害等対策編第2章第9節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

その他「伯耆町耐震改修促進計画」に即して耐震化に取り組むものとする。

（1）建築物の耐震化の推進（伯耆町耐震改修促進計画より）

ア 住宅の耐震化

平成27年度の本町における民間の住宅のうち、耐震性があるものは約3,300戸、耐震化率は約72.8%と推計され、耐震性のない住宅は約1,200戸とされている。

令和2年度末までに耐震化を89%、約500戸の耐震化の促進に取り組む。

イ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化

平成27年度の本町における特定建築物総数33戸のうち、耐震性があるものは31戸、耐震化率は93.9%とされている。

ウ 倒壊により救助活動や避難活動に支障をきたすおそれのある特定建築物の耐震化

平成27年度の本町の「地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの』に該当する建物は2戸存在する。

エ 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

町は県と連携して、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進するものとする。特に避難経路沿いについて重点的に取り組むものとする。

オ 耐震診断・耐震化に係る補助

町は、「伯耆町耐震診断促進事業」による住宅の無料耐震診断を行うほか、建築物の所有者等が行う耐震診断、耐震改修等の費用負担を軽減し、耐震化を進めるため、「伯耆町震災に強いまちづくり促進事業」による支援事業及び税制の優遇措置を行う。

(2) 公共施設の耐震化（伯耆町耐震改修促進計画より）

ア 町有施設の耐震化

平成27年度における旧耐震の町有施設26棟のうち、耐震診断実施済は13棟、耐震改修実施済は11棟となっている。令和2年度末までに耐震化率を100%として耐震化を促進する。

イ 公共施設の耐震化状況の公表

公共施設の耐震化の状況は積極的に公表するものとする。

(3) 造成宅地の耐震化の推進

大規模な地震災害等により、造成宅地において崖崩れや土砂の流出による大きな被害の発生が起こりうるため、県の実施する造成宅地耐震化推進事業を積極的に推進する。

4 公共用建築物の災害予防対策

公共用建築物は、発災時に避難場所とするなど、応急対策上の重要な拠点となるため、特に耐震調査を行い、必要に応じて改修を行う。また、公共用建築物の従業者及び一般大衆に対する危険防止のため、各種設備の安全点検及び適切な配置のほか、不燃堅ろう化の推進並びに建築基準法による規制の徹底等を図るとともに、特に町有の公共建築物にあつては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

5 文教施設及び社会福祉施設等災害予防対策

風水害等対策編第2章第9節「建造物災害予防計画」に定めるとおりとする。

6 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

(1) 建築物の防災・復旧への取り組み

ア 鳥取県建築物防災・復旧対策協議会

町は県と連携して、地震による建築物の防災・復旧対策を的確に実施するため、鳥取県建築物防災・復旧対策協議会を設置し、以下の事業等についてあらかじめ調整を行う。

- (ア) 建築物の耐震対策の促進に関すること。
- (イ) 被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備に関すること。
- (ウ) 住宅相談の実施体制の整備に関すること。
- (エ) 罹災証明の技術支援の実施体制の整備に関すること。

イ 鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル

建築物の防災対策については、県が作成した「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に

基づき事前に体制を整備するとともに、応急対策等を実施するものとする。

なお、当該マニュアルは、以下の3つのマニュアルから構成されている。

(ア) 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

(イ) 「罹災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル

(ウ) 住宅相談業務マニュアル

(2) 被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震により被災した建築物が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う応急危険度判定の実施体制を強化するものとする。

ア 町の体制整備

町は、被害想定等に基づき、被災建築物の棟数を想定するとともに、市街地状況等を勘案し、倒壊等の被害が大きいと予想される地域をあらかじめ応急危険度判定の要判定地区として想定する等、円滑な判定実施のために必要な事項（判定区域、判定対象とすべき建築物、必要な判定士数等）や実施体制をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

イ 住民への周知

町は県と連携して、発災時に不安や混乱を招くことのないよう、応急危険度判定制度について日ごろから住民に周知するものとする。

7 被災宅地の応急危険度判定の実施体制の整備

(1) 宅地建物防災への取組み

町は県と連携して、地震又は降雨により大規模な宅地被害が発生した場合の宅地危険度の判定を迅速的確に実施するため、鳥取県被災宅地危険度判定連絡協議会を設置し、以下の事務等に関する連絡調整や制度の充実を図る。

(ア) 被災宅地危険度判定の実施体制の整備に関すること。

(イ) 被災宅地危険度判定に使用する道具の確保に関すること。

(ウ) 被災宅地危険度判定士の養成及び登録への協力に関すること。

(2) 被災宅地の危険度判定の実施体制の強化

町は県と連携して、地震や降雨等により被災した宅地が引き続き安全に居住できるかどうか、また、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を行う危険度判定の実施体制を強化するものとする。

(ア) 被災宅地危険度判定を円滑に実施できる体制の整備、強化

(イ) 被災宅地危険度判定に関する住民への周知

8 その他の耐震化対策

町は県と連携して、次のような耐震化対策に取り組むものとする。

なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組むものとする。

(1) 家具等の転倒防止対策

町は県と連携して、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の倒壊防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施するものとする。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組むものとする。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行うものとする。

また、町は自主防災組織と連携して避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行うものとする。

(3) 窓ガラス落下防止対策

町は県と連携して、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかけるものとする。

また、地震による窓ガラス落下の危険性について、町ホームページ等を活用して啓発するものとする。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、国の通知等を参考に、適切な天井崩落対策を実施するものとする。町は県と連携して、国等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策を推進するものとする。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じないように主に次の事項について配慮するものとする。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図るものとする。

ア エレベーターの耐震安全性の確保

イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動

ウ 早期救出・復旧体制の整備等

エ 適時適切な情報提供・情報共有

第5節 公共施設等の予防計画

1 目的

この計画は、道路、河川、上下水道、電力等各種公共施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずることを目的とする。

2 道路施設

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋りょう、隧道等が破損することは、震災時における住民の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送等に大きな支障を生ずる。このため、道路施設が地震時において、その機能を発揮できるようにするため、国道及び県道の整備並びに防災工事等の実施を県に要請し、町道においては、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施するものとする。また、新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図るものとする。

(1) 道路の整備

地震により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩壊等が考えられる。

このため、これら被害が想定される箇所に対し緊急度が高く、かつ、実施可能な箇所から順次、対策工事を実施するものとする。

また、近隣市町村との道路網の整備についても、順次実施を図っていくものとする。

(2) 橋梁の整備

「道路橋示方書V耐震設計編（平成8年12月）」により橋梁の耐震点検を実施（若しくは県に要請）し、改築、補強等対策工事の必要な橋梁を選定し、これらのうち、緊急順位の高いものから順次対策を実施するものとする。また、橋梁の新設にあたっては、上記示方書に基づき落橋防止構造を備えた橋梁を建設するものとする。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施するものとする。

3 河川

堤防あるいは水門、樋門については、強化のための改修事業を県に要請するとともに調査に努める。

4 上水道

震災による水道の断水を最小限にとどめ、ライフラインとしての水道機能を確保するため、また二次災害を防止するため、水道事業者（町長）は、水道施設のより一層の耐震化を図る等、施設の防災性の強化に努めるものとする。

また、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、応急給水体制、相互応援協力体制の確立を推進するものとする。

(1) 施設の耐震性の強化

水道事業者（町長）は、水道施設の新設、拡張、改良等に当たって十分に耐震性を考慮し、老朽化した取水施設・配水施設等基幹施設の改良、石綿セメント管等の布設替えを促進し、水道システム全体の耐震性向上を図っていくものとする。

(2) 上水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事等を実施する。

ア 既往災害履歴の作成

イ 耐震点検（耐震診断）

ウ 日常保守点検

エ 震災による被害の可能性が高い箇所の把握

(3) 応急給水体制の整備

水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、町が中心となって応急給水活動を実施しなければならない。

町は、緊急時の給水拠点の確保や応急給水活動に必要な給水車、給水タンク、消毒剤、浄水装置、可搬式発電機及び運搬車両の整備を図る等、応急給水体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時に利用可能な井戸、湧水などの把握に努めるとともに、確保した井戸等の水質検査を事前に実施し、利用方法をあらかじめ検討しておく。

さらに、相互援助給水が行えるよう、隣接水道事業者間での連絡管の整備に努める。

(4) 非常用電源の確保

水道事業者（町長）は、送水ポンプ等の重要施設に対して停電時に対応できるよう自家発電設備などの整備に努める。

(5) 復旧工事用資材の備蓄

水道事業者（町長）は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材の備蓄や水道工事指定工事店との覚書をあらかじめ締結しておく等により緊急時に資材が優先調達できるよう努める。

(6) 相互応援協力体制の確立

水道事業者（町長）は、自ら飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は近接市町あるいは県へ応援を要請し、応援の要請を受けた市町あるいは県は、これらに積極的に協力する。また県は、必要があると認めるときは、他市町に応援するように要請する。

さらに、県は、町からの応援事項につき、自らその実施が困難な場合には、自衛隊あるいは他府県への応援を要請するものとする。

5 下水道

下水道管理者（町）は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、非常時防災体制の確立に努めるものとする。

(1) 施設の耐震性の強化

下水道施設の建設に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（1997年版）」及び「耐震対策最終提言について（平成8年8月建設省通知）」に定める基準に従い、管渠、ポンプ場、終末処理場ごとに十分な耐震性を確保するものとする。

また、既存施設のうち老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所、平時の維持管理で異状が認められる箇所等の耐震診断を行い、対策を必要とするものについて順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

(2) システム的な耐震性の強化

下水道施設が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、システム的な対応により耐震性の向上を図れるよう努めるものとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常時用電力・用水の確保を図れるように努めるものとする。

ア 施設の複数化

イ 自家発電用設備の整備

ウ 用水供給設備の整備

(3) 下水道施設の保守点検

震災による被害の発見及び復旧を敏速に行うため、平常時の巡視及び点検を実施し、老朽化の著しい箇所、地盤条件から被害が予想される箇所等を把握し、必要に応じ順次補強工事・改築工事を実施するものとする。

ア 既往災害履歴の作成

イ 耐震点検（耐震診断）

- ウ 日常点検保守
 - エ 震災の可能性が高い箇所の把握
- (4) 非常時防災体制の確立
- ア 下水道台帳等の整備

非常時の応急対策・復旧対策に支障のないように、下水道台帳、施設図面、維持管理記録等を整備し、常時適正に管理するものとする。
 - イ 非常配備体制等の整備

非常時の配備体制表、緊急連絡体制表、災害対応組織表をあらかじめ作成しておくものとする。
 - ウ 非常時協力体制の整備

非常時の応急対策を自ら実施することが困難な場合に備えて、下水道管理者相互の応援協力体制、関連業者等との連絡体制をあらかじめ整備しておくものとする。
 - エ 資機材等の確保

被害状況調査用機材及び応急復旧用資機材等の確保体制をあらかじめ整備しておくものとする。
 - オ 技術職員の養成

下水道施設の復旧工事の設計・施工に当たっては、専門的知識・技術を必要とする工種が多いため、平素から日本下水道事業団の行う技術研修等を通して技術職員の養成に努めるものとする。

第6節 消防計画

1 目的

この計画は、地震発生時に同時多発する地震火災等に際して、消防施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、地震による二次災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第8節「消防計画」を準用する。

ただし、消防団の参集範囲は以下の通りとする。

参集範囲

地震は、風水害と違って予知の難しい災害であり、その被害は広範囲に及ぶ可能性が高い。

自分の命を守ることにより、その後の多くの命を救われることを認識し、まずは自ら及び家族の命を守ることを最優先として行動し、その後、必要に応じて、避難行動要支援者を含めた近隣住民への避難支援を行う。

また、参集途上において、救助を必要とする場面に遭遇した場合は、救助活動を優先すること。

参集基準	参集者	対応
震度4	幹部	災害対策本部参集
	全分団	自宅待機

震度 5 弱以上	幹部	災害対策本部参集
	全分団	車庫待機

2 地震火災の特徴と計画方針

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるからである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

3 消防団の活動計画

震災時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団員に対する火災発生の伝達は、防災行政無線、警鐘、電子メール、電話、サイレン等によって行う。
- (2) 火災出動は、風水害等対策編に定めるところにより平常出動又は非常出動に区分し、状況に応じて行う。
- (3) 消防団員のみでは対処できないときは、応援協定に基づいて近接市町に応援を求める。ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により地域住民の協力を求める。
- (4) 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- (5) 対処不可能な大火災となったときは、町長より知事に対して自衛隊の出動要請依頼を行う。
なお、緊急の場合は、町長が直接自衛隊に出動を要請し、事後知事に報告する。

第7節 危険物等災害予防計画

1 目的

危険物施設等は、取扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がある。

この計画は、地震に伴う危険物・高圧ガス・爆発物等による人命、建造物等の災害を予防するため、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び県民の理解と協力を得て、施設の整備及び対策を図ることを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第25節「危険物等災害予防計画」を準用する。

2 危険物に係る災害予防

(1) 施設の現況

本町における危険物施設の現況は、資料編のとおりである。

なお、本計画において危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

資料編 ・ 危険物施設の現況

P. 356

(2) 危険物規制法令遵守の指導

西部広域行政管理組合米子消防署は、危険物施設に対し必要に応じて立入検査を実施し、危険物施設における安全確保のため、次について指導するものとし、危険物施設の所有者、管理者等は、当該事項を実施するよう努めなければならない。

ア 危険物製造所等の位置、構造及び設備に係る消防法第10条第4項の技術上の基準の適合・維持の遵守

イ 危険物保安監督者の選任の励行

ウ 危険物取扱者等による貯蔵及び取扱の保安監督の励行

エ 危険物取扱者等による施設点検の励行

オ 消火、警報設備の維持及び点検

カ 危険物運搬の安全確保

(ア) 危険物を車両で運搬する場合、危険物取扱者の同乗方を指導するものとする。

(イ) 危険物の容器、積載方法及び運搬方法の技術基準の遵守について指導するものとする。

(ウ) 消火設備の設置について指導するものとする。

キ 保安教育の実施

町は西部広域行政管理組合米子消防署と連携して次の保安教育を実施し、防火体制を推進する。

(ア) 危険物施設の所有者、管理者等に危険物の貯蔵及び取扱いに従事する者の保安教育を実施するよう指導するものとする。

(イ) 一定規模以上の製造所等にあつては、自衛消防組織の設置又は予防規程を定め、災害予防対策の万全を期するよう指導するものとする。

(3) 危険物の災害予防対策

西部広域行政管理組合米子消防署は、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における災害に対する措置についても指導するものとする。また、危険物施設の所有者、管理者等は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

危険物施設における災害に対する措置の主なものは次のとおりである。

ア 施設の耐震化の推進

施設の設計を耐震構造にする等防災措置を講ずるよう指導する。

危険物の貯蔵取扱い設備は、特に通常の建築物、工作物より一段と堅ろうな耐震構造とするよう指導する。

イ 地震防災教育・地震防災訓練の実施

ウ 自主保安体制の充実

一定規模以上の製造所等については、自衛消防隊を編成し、化学消防車を備え、自衛消防組

織を確立するとともに、集团的に危険物施設のある区域にあつては、単一の組合組織に統一し、消防体制の万全を期するよう指導する。

エ 化学消火薬剤の備蓄

消火剤の備蓄を図り、集团的に危険物施設のある区域にあつては、前項の組合組織の一元的管理下に置き、老朽消火原液の更新がスムーズに行われるよう指導する。

オ 防災資機材の整備

第8節 避難所等整備計画

風水害等対策編第2章第11節「避難所等整備計画」を準用する。

第9節 防災体制の整備計画

風水害等対策編第2章第7節「防災体制の整備計画」を準用する。

第10節 物資・資機材等整備計画

風水害等対策編第2章第12節「物資・資機材等整備計画」を準用する。

第11節 医療（助産）救護体制の整備計画

風水害等対策編第2章第13節「医療（助産）救護体制の整備計画」を準用する。

第12節 文教対策計画

1 目的

この計画は、地震時において学校等が幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保に万全を期するとともに、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する体制を整備することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第19節「避難対策の強化」を準用する。

2 大規模災害対策計画の策定

(1) 校長等は、次の事項に十分留意し、大規模災害対策計画を具体的に定めるものとする。

ア 児童生徒等の生命、身体的安全確保を最優先し、また心のケアに十分配慮したものとする。

イ 町地域防災計画等に基づき地域の諸条件等を考慮した対策計画であること。

ウ 児童生徒等の行動基準及び学校や教職員の対処、行動基準を明確にすること。

エ 緊急連絡等ができない事態を想定して、児童生徒等の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。

オ 遠足等校外活動中や登下校時、夜間・休日における災害発生等の場合も想定したものとする。

カ 学校等が避難所となる場合の対策を含んだ計画であること。

(2) 校長等は、(1)に掲げる計画に基づき、教職員及び児童生徒等に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者及び地域住民にも周知徹底を図る。

3 学校防災組織の編成等

校長等は、学校防災組織の編成等にあたって次の事項に留意する。

(1) 学校防災組織の編成

災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ明確に定めておくものとする。

(2) 教職員の緊急出動体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に勤務体制を定め、教職員への周知徹底を図る。

(3) 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等を通じて災害発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡し方法等についてあらかじめ保護者と確認し、徹底しておく。

4 施設、設備等の点検、整備

学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行うものとする。

5 防災用具等の整備

医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

6 防災教育

校長等は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を行うとともに、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。

7 防災訓練

校長等は、児童生徒等及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。

第13節 防災通信体制整備計画

1 目的

地震災害の被害拡大防止及び応急対策を実施するうえで必要な情報伝達を円滑に行うため、通信施設・設備等の耐震性強化等地震災害に強い情報通信システムの整備を推進することを目的とする。

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第14節「防災通信体制整備計画」を準用する。

2 防災通信施設の整備

町においては、効率的な防災通信設備体制の整備に努めるとともに、適宜訓練を実施して、応急対策に万全を期するものとする。

(1) 情報通信システムの耐震性の強化

(2) 停電対策、浸水対策の充実（非常用電源の確保等）

- (3) 庁舎等が被災した場合に情報の孤立化を防止するため、県・各関係機関との災害に強い通信手段の確保（衛星携帯電話等）

第14節 広域防災拠点の整備計画

風水害等対策編第2章第15節「広域防災拠点の整備計画」を準用する。

第15節 緊急輸送計画

風水害等対策編第2章第16節「緊急輸送計画」を準用する。

第16節 広域応援体制整備計画

風水害等対策編第2章第17節「広域応援体制整備計画」を準用する。

第17節 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画

風水害等対策編第2章第22節「防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承計画」を準用する。

第18節 住民の防災活動及び防災教育

風水害等対策編第2章第26節「住民の防災活動及び防災教育」を準用する。

第19節 自主防災組織の整備計画

風水害等対策編第2章第21節「自主防災組織の整備計画」を準用する。

第20節 地震防災訓練計画

風水害等対策編第2章第18節「防災訓練計画」を準用するが、震災対策として、次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

なお、町では、3年毎に実施される県防災訓練（防災フェスタ）による訓練を行っている。

また、毎年9月に、「伯耆町防災の日」として、避難訓練を実施しており、令和2年度の実施状況は別表に掲げるとおりである。

1 自衛隊との通信連絡訓練

災害が激甚な場合には、速やかな情報収集と応急対策が不可欠であり、自衛隊の出動要請も極めて重要な要素のひとつとなる。

災害対策本部長（町長）、災害対策副本部長（副町長）が登庁困難な場合も含め、自衛隊の出動要請の決定、連絡方法等を県と協議し、訓練の中にも含めるよう検討を行う。

2 自主防災組織等との協力訓練

震災時においては、自主防災組織の応援、協力が不可欠なものである。

災害応急対策を円滑に実施するために、災害対策本部と自主防災組織間の情報伝達方法等を確立し、訓練に組み込むよう努めるものとする。

また、自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練を行う。訓練の際は、防災関係に従事する町職員を派遣し、指導にあたるものとする。

非常時に有効な訓練例
(1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
(2) 倒壊家屋等からの救出訓練
(3) 負傷者の手当及び救命訓練
(4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
(5) 炊き出し訓練

3 要配慮者の参加

災害時の要配慮者の安全確保等するため、要配慮者の訓練への参加検討を図り自主防災組織による要配慮者の把握を前提とした避難等の訓練を強化する。

4 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、衛星携帯電話やIP無線を活用した被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

別表

令和2年 伯耆町防災の日（避難訓練）実施概要

訓練日時	令和2年9月27日午前8時～
実施場所	各実施集落
実施機関	町区長協議会、町、消防団等
訓練想定	令和2年9月27日午前8時に、鳥取県西部を震源とする地震が発生し、伯耆町で震度6強を記録。役場は防災行政無線により住民に避難を呼びかける。住民は、区長が指定する避難所（仮避難地）に避難し、区長は避難状況を確認後、役場へ報告する。
訓練内容	1 避難所への避難訓練 2 その他防災訓練の実施

第21節 ボランティア受入計画

風水害等対策編第2章第23節「ボランティア受入計画」を準用する。

第22節 要配慮者対策（避難）対策の強化

風水害等対策編第2章第20節「要配慮者対策（避難）対策の強化」を準用する。

第23節 地震災害に関する調査研究

地震による被害は複雑多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物・危険物施設の増加、電気・水道等の高密度化、生活慣習の変化は地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。

今後、県、町及び防災関係機関は、協力して次の事項について、各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備するものとする。

- 1 地盤の構造、活断層の状況
- 2 地震活動の状況
- 3 消防水利等の状況
- 4 危険物等大量可燃物施設の状況
- 5 電気・ガス等の設置等の状況
- 6 その他必要な事項
 - (1) 地震時の交通障害等に関する事項
 - (2) 建造物の不燃化・耐震化に関する事項

第24節 南海トラフ地震の対応

1 目的

近年発生が懸念される南海トラフ地震では、東海から九州にかけての太平洋沿岸を中心に非常に広域で甚大な災害の発生が懸念されており、鳥取県では、大きな被害が予測されていないことから、被災地域に対して応援を積極的に実施することを目的とする。

2 応援の実施

(1) 町内被害の状況把握

南海トラフ地震では、鳥取県に大きな被害は予測されていないものの、町土及び町民の生命・身体・財産を災害から保護する観点から、南海トラフ地震が発生した際は、町内の被害状況の把握及び必要な応急対策の実施に最優先に取り組むものとする。

(2) 他県への応援の実施

町内で大きな被害が発生していないことが確認でき、必要な応急対策が完了した際は、被災地域の応援を積極的に実施するものとする。応援に当たっては、「鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定」に基づき、実施するものとする。

第25節 帰宅困難者対策の強化

風水害等対策編第2章第27節「帰宅困難者対策の強化」を準用する。

第26節 捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備

風水害等対策編第2章第28節「捜索、遺体処理及び埋葬体制の整備」を準用する。

第27節 交通施設の災害予防

風水害等対策編第2章第29節「交通施設の災害予防」を準用する。

第28節 交通規制体制等の整備

風水害等対策編第2章第30節「交通規制体制等の整備」を準用する。

第29節 緊急通行体制の整備

風水害等対策編第2章第31節「緊急通行体制の整備」を準用する。

第30節 ヘリコプター活用体制の整備

風水害等対策編第2章第32節「ヘリコプター活用体制の整備」を準用する。

第31節 物資の備蓄及び調達体制の整備

風水害等対策編第2章第33節「物資の備蓄及び調達体制の整備」を準用する。

第32節 トイレ確保体制の整備

風水害等対策編第2章第34節「トイレ確保体制の整備」を準用する。

第33節 障害物の除去体制の整備

風水害等対策編第2章第35節「障害物の除去体制の整備」を準用する。

第34節 民間との防災協力体制の整備

風水害等対策編第2章第36節「民間との防災協力体制の整備」を準用する。

第35節 災害時の事業継続体制の取組みの促進

風水害等対策編第2章第37節「災害時の事業継続体制の取組みの促進」を準用する。

第36節 被災者支援体制の整備

風水害等対策編第2章第38節「被災者支援体制の整備」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1 目的

町の地域に大規模な地震が発生した場合には、速やかにその初動体制を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

2 災害警戒本部

総務課長は、災害対策本部が設置されない段階で、地震災害に対する警戒のため必要と認めるときは、災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

災害警戒本部設置の基準は、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

(2) 廃止基準

- ア 当該地震に係る災害の予防及び応急対策がおおむね終了したとき。
- イ 予想された災害に係る危険がなくなると認めるとき。
- ウ 被害が拡大し、災害対策本部体制に移行したとき。

(3) 設置及び廃止の公表

災害警戒本部を設置及び廃止を行った場合は、町職員に速やかに周知する。

3 災害対策本部

(1) 組織及び事務分掌

災害対策本部の構成要員、組織及び事務分掌は、風水害等対策編第3章第1節「組織計画」別表1及び別表2のとおりである。

(2) 設置基準

災害対策本部設置の基準は、本編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

(3) 廃止基準

- ア 災害にかかる応急対策及び二次災害防止対策がおおむね終了したと認めるとき。
 - イ 予想される災害にかかる危険がなくなると認めるとき。
- なお、必要に応じて、災害警戒本部に切替え、必要な体制を維持する。

(4) 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置、廃止及び災害警戒本部への切替を行った場合は、速やかに次の関係機関に対して通知しなければならない。

公表先	方法
町職員	庁内放送、電話、町防災行政無線（同報系、移動系）、口頭、電子メール
県危機管理局	電話、県防災行政無線
黒坂警察署	電話、連絡員
米子消防署伯耆出張所	電話、連絡員
防災会議構成機関	電話、連絡員
隣接市町	電話、県防災行政無線
消防団	電話、町防災行政無線（移動系）

公表先	方法
一般住民	電話、連絡員、町防災行政無線（同報系）メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール
報道機関	電話、FAX、口頭

（５）設置場所

- ア 災害対策本部は、町役場本庁舎 2 階応接室に設置する。ただし、庁舎が地震等の被害により使用不能となった場合は、溝口分庁舎又は岸本 B&G 海洋センターに設置する。
- イ 災害対策本部には、災害対策本部の所在を明確にするため「伯耆町災害対策本部」の看板を役場玄関に掲示する。

（６）本部長の職務代理者

本部長が不在等における非常時の職務代理者は、次のとおりとする。

- 第 1 順位：副町長
- 第 2 順位：総務課長
- 第 3 順位：その場における課長級職員
- 第 4 順位：その場における最高責任者

（７）災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、町地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとし、全ての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。

災害対策本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。

- ア 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
- イ 災害に係る各種情報収集
- ウ 緊急輸送路確保のための連絡調整
- エ 関係機関への応援要請（要請手続等については、本編第 3 章第 2 節「配備及び動員計画」による）
- オ 県（現地対策本部）との連絡調整
- カ 生活物資等の調達、供給に係る調整
- キ 円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整
- ク 住民の安心安全情報の提供

（８）災害対策本部の所掌事務

- ア 災害対策本部の所掌事務は、風水害等対策編第 3 章第 1 節「組織計画」別表 1 のとおりとする。
- イ 災害対策本部が設置されていないときであっても、各課（室）は、災害対策本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。
- ウ なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、総務課が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

（９）本部会議

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（必要に応じ各課長級職員）をもって構成し、災害対策の基本的事項について協議するものとする。

本部会議の庶務は、事務局（総務課、企画課、会計課、議会事務局で構成）が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア) 本部長は、災害対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

(イ) 本部員は、本部会議の開催が必要と認めるときは、その旨を総務部長に申し出るものとする。

(ウ) 本部会議は本庁舎 2 階応接室を会議室とし、定期的又は必要に応じて開催するものとする。

(エ) 本庁舎が使用不能の場合は、状況に応じて「溝口分庁舎」、「岸本B&G海洋センター」等の公共施設の会議室等で開催するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア) 災害対策本部の配備体制に関すること。

(イ) 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(ウ) 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項

エ 協議事項の実施

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部の部員のみならず他の全ての部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

オ 複合災害発生時の対応

複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)が発生した場合は、災害対策本部に指揮系統を一本化し、情報の収集・連絡・調整に努める。

4 現地災害対策本部

本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 組織

現地災害対策本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものをもってあてる。

(2) 設置場所

現地災害対策本部の設置場所は災害の規模その他の状況により本部長が定めるものとする。

(3) 任務

現地災害対策本部は、災害地において災害対策本部の事務の一部を行うものとし、その内容については、災害対策本部の本部会議において決定するものとする。

現地災害対策本部長は、災害が大規模で現地災害対策本部が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の状況を直接収集・分析し、災害対策本部へ報告するものとする。

第2節 配備及び動員計画

1 目的

この計画は、地震の発生時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。ただし、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第2節「配備及び動員計画」の定めるところによるものとする。

2 配備計画

地震が発生した場合、防災活動を推進するため取るべき体制は、次の基準によるものとする。

地震災害の配備基準

種 別	配備の基準（時期）	配備の内容
第一配備体制 （災害警戒本部）	1 震度4の地震が発生したとき。	1 関係各課（室・局）においては、地震情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。 2 関係各課（室・局）においては、第二配備に対する準備を行うものとする。
第二配備体制 （災害対策本部）	1 震度5弱の地震が発生したとき。	1 関係各課（室・局）においては、防災活動に従事するとともに、随時本部会議を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各課（室・局）は、災害対策本部事務分担表による事務分担に従事するものとする。 3 関係各課（室・局）においては、第三配備に対する準備を行うものとする。
第三配備体制 （非常体制）	1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 町全域にわたる大規模な地震が発生し、町長が必要と認めたとき。	町関係職員は、すべて本部組織に従い、各実施部は、すべての防災活動に従事するものとする。

3 動員計画

地震が発生した場合の動員は、原則として2の配備基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度4以上の地震が発生した場合は、防災連絡責任者からの連絡を待たず、職員は積極的に参集するものとする。

(1) 職員の動員計画

課名	室名	第一配備		第二配備		第三配備
		課長等	室	課長等	室	
議会	事務局	1	0	1	0	全 職 員
総務課	総務室	1	2	1	4	
企画課	経営企画室	1	1	1	1	
	町づくり推進室				2	
産業課	商工観光室	1	1	1	1	
	農林室				2	
会計課	出納室	1	0	1	0	
住民課	税務室・ 地籍調査室	1	1	1	2	
健康対策課	健康増進室	1	1	1	2	
	生活相談室				2	
福祉課	福祉支援室	1	1	1	2	
地域整備課	環境整備室	1	2	1	2	
	上下水道室				2	
本庁舎計		9	9	9	22	
分庁総合窓口課		1	1	1	2	
教育委員会 事務局	総務学事室	1	1	1	2	
	生涯学習室				2	
	人権政策室				1	
分庁舎計		2	3	2	7	
合計		11	12	11	29	

(2) 勤務時間中における伝達及び配備

ア 伝達方法

(ア) 大規模な地震が発生した場合、総務課長は、各課長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話、電子メール等により徹底する。

(イ) 各課長は、関係職員に連絡し、あらかじめ定める応急対策業務に従事させる。

イ 初動期における緊急措置

各課長は、大規模地震発生と同時にそれぞれ在庁舎の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 勤務時間外、休日における配備

ア 町職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予測されるときは、あらかじめ

め定める配備基準に基づき配備担当職員は速やかに所属庁舎に参集するものとする。

イ 宿直者の対応

(ア) 本庁舎及び溝口分庁舎宿直者は、それぞれ役場施設の被災状況等を確認し、溝口分庁舎宿直者は、本庁舎宿直者に速やかに報告する。

(イ) 本庁舎宿直者は、収集した被害状況等について速やかに総務課長及び総務課総務室に連絡する（宿直者間で連絡がとれない場合には、それぞれ行う。）。

(ウ) 各宿直者は、町の被害状況の収集、把握に努め、配備担当職員が到着するまでの間、電話等の応対等の措置に当たるものとする。

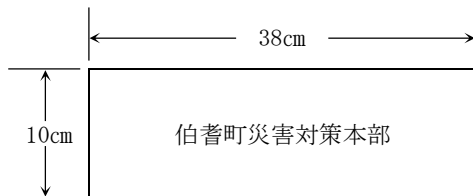
ウ 自主参集

自主参集の基準、場所、留意事項等は「伯耆町職員初動マニュアル」に従うものとする。

(4) 標識

ア 腕章等

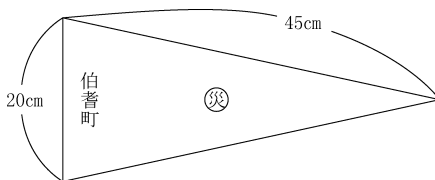
災害時において防災活動に従事するときは、規則等において別段の定めがある場合のほかは、次の腕章又はピブスを着用するものとする。



(備考) 地の色彩は白色、文字は赤色とする。

イ 標旗

災害時において使用する町本部の車両には、規則等により別段の定めがある場合のほか次の標旗を着用するものとする。



(備考) 1 地の色彩は黄色、文字は黒色とする。

2 Ⓕの直径は5cmとする。

(5) 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

非常体制の場合、全職員が災害応急対策にあたることとされているため、各部長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど職員の適切な交替に配慮するものとする。また、長期の対応が必要となると想定される場合は、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

4 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は「伯耆町職員初動マニュアル」の記載による。

5 職員の派遣要請

県西部総合事務所、県又は他の市町村に対して必要職員の派遣又は応援を要請する場合は、風水

害等対策編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

6 県内市町村への応援

県内他市町村より応援要請を受けた場合又は県より県内他市町村への応援指示又は調整を受けた場合は、風水害等対策編第3章第2節「配備及び動員計画」による。

第3節 情報収集伝達計画

1 目的

この計画は、地震に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、もって被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。ただし、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編第3章第3節「情報収集伝達計画」の定めるところによるものとする。

2 地震情報等の伝達計画

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報等の種類及び内容

地震に関する情報は、主に鳥取地方気象台が発表する。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。 なお、津波警報・注意報が発表された場合には、この情報は発表されない。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。 県内には46の震度観測点あり。
	地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

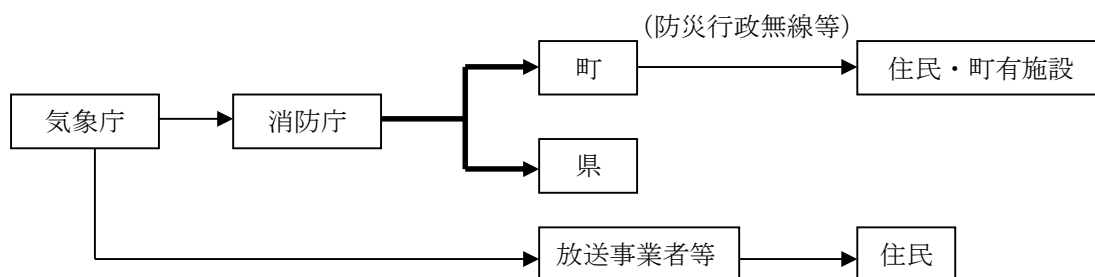
区分	情報の種類	発表内容
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
地震解説資料（準即時的な情報）		県内において震度4以上を観測した地震、被害を伴う地震や群発地震など社会的に関心の高い地震、鳥取県に津波警報等が発表された地震が発生した場合、その地震を対象に発表。

(2) 地震情報等の伝達系統

ア 地震情報と伝達系統は、風水害等対策編第3章第3節「情報収集伝達計画」別表1、2のとおり（但し、緊急地震速報については、別表1のとおり）

別表1

緊急地震速報の伝達系統図



※ **→** は J - A L E R T により伝達されるルート

(2) 県の地震情報等の伝達

県は、地震情報等について、鳥取地方気象台から受信した場合は、町・消防局に対して防災行政無線を通じファクシミリ情報として、さらに町に対しては J - A L E R T を通じ、自動的に伝達する。

(3) 地震情報の伝達

町は、鳥取気象台が発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ、インターネット、県防災行政無線等により一刻も早く入手し、庁内放送、町防災行政無線、電話、電子メール等により関係職員に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

(4) 地域住民への伝達

地域住民の不安を解消するとともに適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達を行う。

伝達内容は、次のとおりとする。

- ア 震度、震源、余震の状況等の地震情報
- イ 地震防災応急対策の指示

放送文例

こちらは伯耆町役場です。○時○分に震度○の地震が発生しました。

火の元、建物等の倒壊、落下物に十分注意してください。
また、地震による被害が発生した場合は、直ちに伯耆町役場総務課に報告してください。
なお、今後も引き続き地震の発生に注意してください。

3 災害情報の報告

災害情報の報告は、風水害等対策編第3章第3節「情報収集伝達計画」による。

4 町における収集要領

町における収集要領は、風水害等対策編第3章第3節「情報収集伝達計画」による。

第4節 通信計画

風水害等対策編第3章第4節「通信計画」を準用する。

第5節 災害広報・広聴計画

風水害等対策編第3章第5節「災害広報・広聴計画」に定めるとおりとするが、地震災害の特性に応じた適切かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

1 広報手段

町は、次により被害の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 町ホームページによる広報
- (3) メール配信システム（あんしんトリピーメール）、緊急速報（エリア）メール
- (4) CATVによる広報
- (5) 広報車による巡回広報
- (6) 広報紙、チラシの配布、掲示板への掲示
- (7) 新聞折り込み

2 広報内容

町は、防災関係機関と調整を図り、住民に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 地震及び余震に関すること。
- (2) 地震災害の状況に関すること。
- (3) 避難に関すること。
 - ア 避難の勧告に関すること。
 - イ 避難所等に関すること。
- (4) 応急対策活動の状況に関すること。
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関、道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道等の復旧に関すること。
 - エ 電話の利用と復旧に関すること。
- (5) その他住民生活に関すること（二次災害防止情報を含む。）。

- ア 給水、給食に関すること。
- イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
- ウ 防疫に関すること。
- エ 臨時災害相談所の設置に関すること。
- オ 医療に関する情報
- カ 安否情報
- キ その他安心情報

3 報道機関への要請

町は、地震災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には、県が報道機関とあらかじめ定める協定に基づき、県に対して報道機関への放送要請依頼を行うものとする。

4 広報時の留意事項

(1) 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

(2) 要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、町ホームページへの掲載、CATVによる文字放送、チラシの配布等を行い、外国人に対しては、外国語教師や語学ボランティア等の協力を求めて外国語放送の実施に努めるものとする。また、在宅の要配慮者に対しては、民生委員、自治会、ボランティア等の協力を得て戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

(3) 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各種広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心がけるものとする。

伝達手段	種 別	特 色
広報車	㊦ ㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦ ㊧	〃
CATV	㊦ ㊧ ㊨	〃
掲示板	㊧ ㊨	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙等	㊧ ㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊧ ㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
町ホームページ	㊦ ㊧ ㊨	町の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地の親類・知人も町の情報が入手可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

5 広聴活動

広聴活動は、風水害等対策編第3章第5節「災害広報・広聴計画」による。

第6節 避難計画

風水害等対策編第3章第7節「避難計画」を準用する。

第7節 救出計画

風水害等対策編第3章第8節「救出計画」を準用する。

第8節 広域応援計画

風水害等対策編第3章第9節「広域応援計画」を準用する。

第9節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策編第3章第10節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第10節 消防防災ヘリコプター活用計画

風水害等対策編第3章第11節「消防防災ヘリコプター活用計画」を準用する。

第11節 労働力供給計画

風水害等対策編第3章第12節「労働力供給計画」を準用する。

第12節 水防計画

風水害等対策編第3章第13節「水防計画」を準用する。

第13節 資機材の調達・受援計画

風水害等対策編第3章第14節「資機材の調達・受援計画」を準用する。

第14節 災害救助法の適用計画

風水害等対策編第3章第15節「災害救助法の適用計画」を準用する。

第15節 食料及び生活必需物資供給計画

風水害等対策編第3章第16節「食料供給計画」及び風水害等対策編第3章第17節「衣料生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、避難所における食料並びに生活必需品の供給について、次のとおり定める。

大規模な地震の発生により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需物資の供給は次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食料	生活必需物資
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布(季節を考慮したもの)
第二段階	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、	下着、タオル、洗面用具、生理用品等

	食料	生活必需物資
(心理面・身体面への配慮)	野菜ジュース等	
第三段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置

第16節 給水計画

風水害等対策編第3章第18節「給水計画」を準用する。

第17節 入浴施設計画

風水害等対策編第3章第38節「入浴支援」を準用する。

第18節 住宅対策計画

1 目的

この計画は、地震により多数の建築物及び広範囲の宅地が被災した場合に、迅速に危険度を判定することにより二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するとともに、被災世帯向けに応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理等を施し、生活再建の場を確保することを目的とする。

2 実施責任者

災害救助法が適用された場合にあつては、知事が行うが、権限を委任された場合又は災害救助法が適用されない場合にあつては本部長（町長）が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、建設資機材について応援を要請する。

3 宅地・建物の被災判定

(1) 被災判定の区分

ア 応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

(ア) 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

(イ) 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

(ウ) 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

(エ) なお、この調査は、罹災証明の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

イ 被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

ウ 被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

（ア）被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明を発行する。

（イ）罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

被災判定の一覧

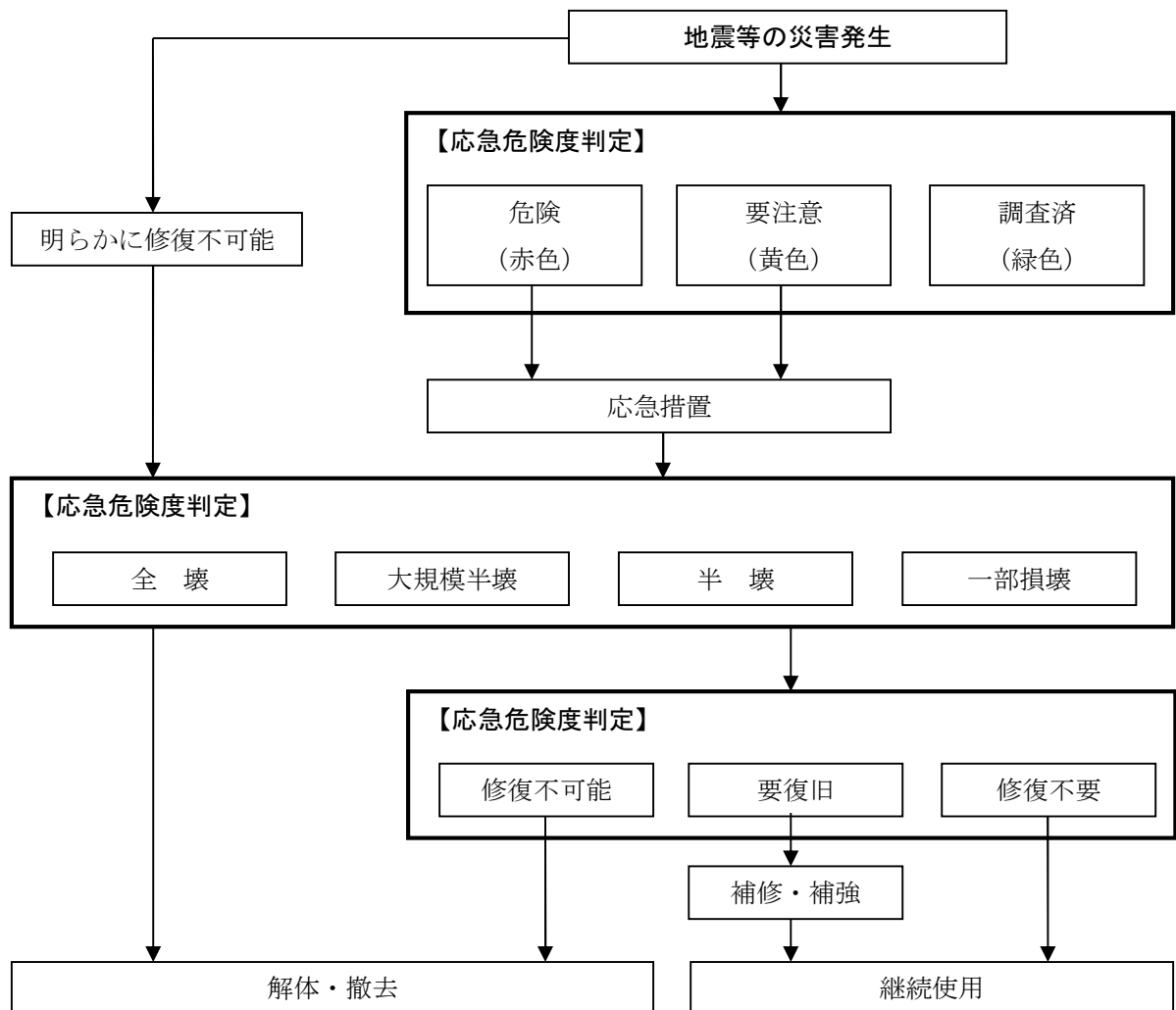
区分	応急危険度判定		被災度区分判定		被害認定（罹災証明）	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明	
法的根拠	規定なし		規定なし		規定なし ※ 地方自治法第2条の自治事務の一環として実施	
実施者	県、町		建物所有者		町	
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会		建物所有者と建築技術者等が契約を締結して実施		県、(一社)鳥取県建築士事務所協会	
調査料	無料		有料		無料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	復旧不要	継続使用	全壊	居住のための基本的機能を喪失
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は専門家に相談が必要	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施 ※ 損傷程度で細分判定	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合20～49%）
					大規模半壊	同じ（損害割合40～49%）
	調査済	建物の被災程度は	復旧不	解体・撤去	一部破	全壊及び半壊にいい

	小さいと考えられ、 使用可能	可能		損	たらない程度の破 損
結果の表示 等	「判定ステッカー」を建築物の 出入口等の認識しやすい場所 に貼付	調査報告書		罹災証明書を発行	
参考とな る基準・ 手順等	・被災建築物応急危険度判定マ ニュアル（(財)日本建築防災 協会、全国被災建築物応急危険 度判定協議会） ・地震被災建築物応急危険度判 定業務マニュアル(鳥取県建築 物防災・復旧業務マニュアル (鳥取県))	・震災建築物の被災度区分判定 基準および復旧技術指針((財) 日本建築防災協会)		・災害に係る住家の被害認定基 準運用指針（内閣府） ・「罹災証明書発行に係る住家 の被害認定業務」技術支援マニ ュアル（鳥取県建築物防災・復 旧業務マニュアル（鳥取県）	

※ 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

エ 被災判定の実施フローは次のとおりである。

被災判定の実施フロー



※被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

（２）宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

ア 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

イ 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

ウ 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、できる限り同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

エ 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

オ 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないように、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

４ 被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び危険と思われる建築物についてが実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

（１）町は、応急危険度判定を実施する場合、実施本部業務マニュアルに基づき、応急危険度判定実施本部を速やかに設置するとともに、県が設置する支援本部に判定士の派遣等必要な支援を要請するものとする。

（２）実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士等と協力し、各業務マニュアルに基づき応急危険度判定を実施するものとする。

(3) 実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

ア 罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

イ 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

5 被災宅地の応急危険度判定の実施

(1) 危険度判定の対象となる宅地は、次のとおりである。

宅地等造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

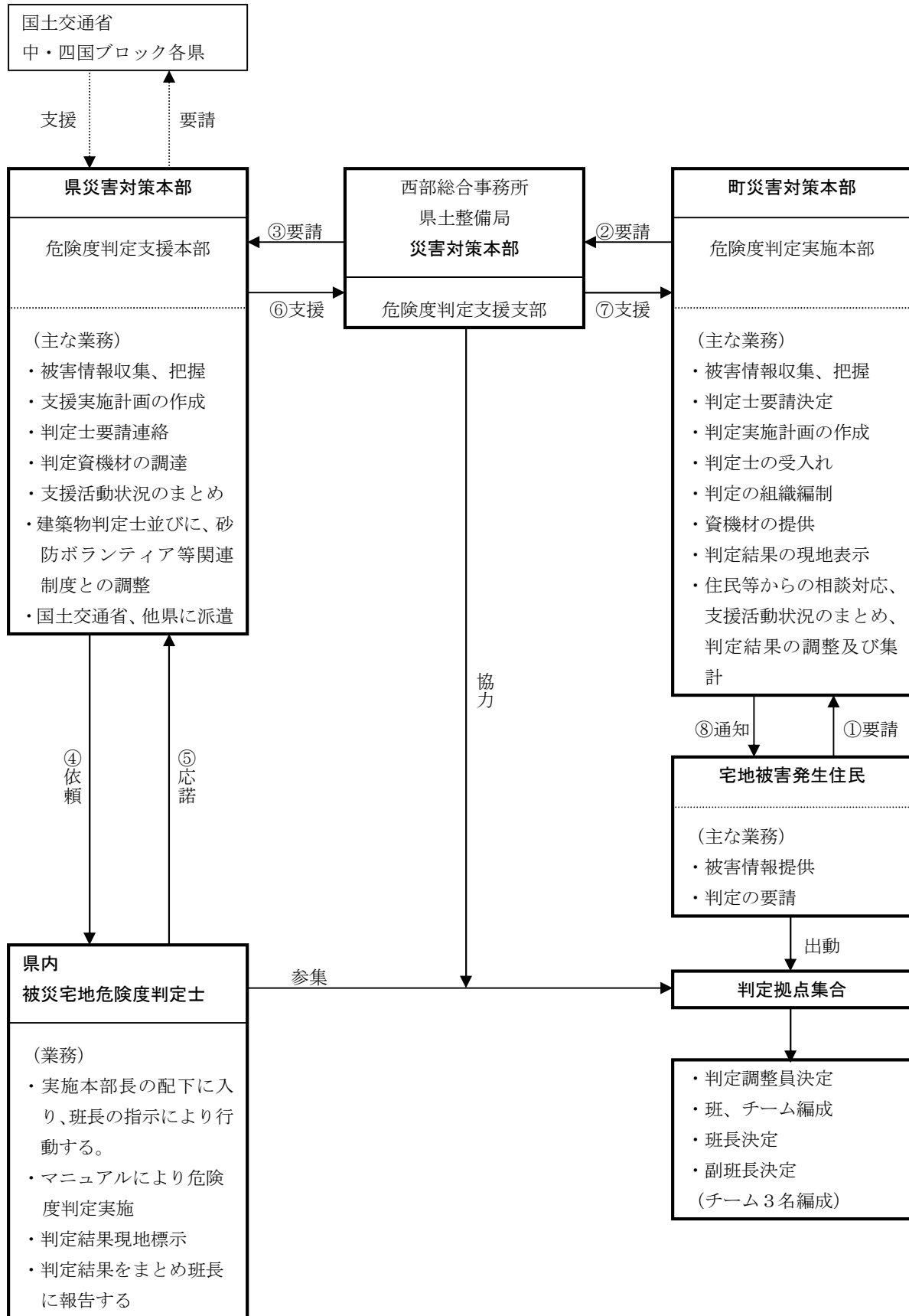
(2) 町は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被害宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(3) 応急危険度判定実施本部の運営にあたっては、県が設置する被災宅地危険度判定支援本部に被災宅地危険度判定士等の支援を要請する。

(4) 実施本部は、支援本部及び応急危険度判定士と協力し、鳥取県被害宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施するものとする。

(5) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

被災宅地危険度判定の実施フロー



6 応急仮設住宅

風水害等対策編第3章第19節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

災害公営住宅の建設

風水害等対策編第3章第19節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

8 建設資機材及び建設業者

風水害等対策編第3章第19節「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」を準用する。

第19節 医療（助産）救護計画

風水害等対策編第3章第20節「医療（助産）救護計画」を準用する。

第20節 防疫計画

風水害等対策編第3章第21節「防疫計画」を準用する。

第21節 清掃及び死亡獣畜処理計画

風水害等対策編第3章第22節「清掃及び死亡獣畜処理計画」を準用する。

第22節 トイレ対策計画

風水害等対策編第3章第23節「トイレ対策計画」を準用する。

第23節 遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬計画

風水害等対策編第3章第24節「遺体の搜索、遺体の処理及び埋葬計画」を準用する。

第24節 障害物の除去計画

風水害等対策編第3章第25節「障害物の除去計画」を準用する。

第25節 輸送計画

風水害等対策編第3章第26節「輸送計画」を準用する。

第26節 文教対策計画

風水害等対策編第3章第27節「文教対策計画」を準用する。

第27節 民間団体、ボランティアの活用計画

風水害等対策編第3章第28節「民間団体、ボランティアの活用計画」を準用する。

第28節 要配慮者対策の強化

風水害等対策編第3章第29節「要配慮者対策の強化」を準用する。

第29節 義援金・義援物資等の受入・配分計画

風水害等対策編第3章第30節「義援金・義援物資等の受入・配分計画」を準用する。

第30節 交通施設災害応急対策計画

風水害等対策編第3章第31節「交通施設災害応急対策計画」を準用する。

第31節 ライフライン施設応急対策計画

風水害等対策編第3章第32節「ライフライン施設応急対策計画」を準用する。

第32節 損害補償

風水害等対策編第3章第33節「損害補償」を準用する。

第33節 激甚災害の適用

風水害等対策編第3章第34節「激甚災害の適用」を準用する。

第34節 消防活動

風水害等対策編第3章第35節「消防活動」を準用する。

第35節 災害警備の実施

風水害等対策編第3章第36節「災害警備の実施」を準用する。

第36節 孤立発生時の応急対策計画

風水害等対策編第3章第37節「孤立発生時の応急対策計画」を準用する。

第37節 動物の管理

風水害等対策編第3章第39節「動物の管理」を準用する。

第38節 被害認定及び罹災証明の発行

風水害等対策編第3章第40節「被害認定及び罹災証明の発行」を準用する。

第39節 農林業災害応急対策

風水害等対策編第3章第41節「農林業災害応急対策」を準用する。

第40節 生活再建対策計画

風水害等対策編第3章第42節「生活再建対策」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

風水害等対策編第4章第1節「公共施設災害復旧計画」を準用する。

第2節 災害復興計画

風水害等対策編第4章第2節「災害復興計画」を準用する。

